

## 第2節 保育等

### 1 保育所の整備

保育所の施設整備については、新エンゼルプランに基づき、地域における子育て相談、緊急・一時保育、延長保育、乳児保育など多様な保育需要に対応できる多機能保育所等を整備する（図表3-2-1）とともに、待機児童ゼロ作戦に基づき、待機児童解消を目指した受入れ児童数の増大を図るための保育所の緊急整備を行っている。

「待機児童ゼロ作戦」においては、平成14（2002）年度から平成16（2004）年度までに計15万人の受入れ児童数の増大を図ることとされており、待機児童解消のための保育所の創設、増築や低年齢児の受入れ拡大のための乳児室等の整備や余裕教室等を活用した改築整備の促進、保育所分園の整備の促進を図っている。

また、新エンゼルプランを踏まえて、老朽化している保育所の改築に併せて、地域における子育て支援のための子育て支援相談室等の整備、一時保育事業のための保育室等の整備など地域の実情に応じつつ創意工夫を重ねて、積極的かつ効果的な整備を推進している。

平成15（2003）年度の保育所の施設整備費としては、週2、3日程度又は午前か午後のみ必要に応じて柔軟な保育サービスを提供する特定保育事業のために保育室等を整備する場合の加算の創設、公立学校の余裕教室等を保育所に転用する場合と同様に、廃止される公立学校の建物を保育所に転用する場合に補助対象にするなどの改善を図り、保育所整備の推進を行っている。

図表3-2-1 多機能保育所等の整備状況

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
予 算 か所数	393か所	386か所	427か所	316か所
	計 393か所	累計 779か所	累計 1,206か所	累計 1,522か所

注) 多機能保育所等の整備とは、老朽保育所の改築及び都市型小規模保育所の整備を含む。

### 2 保育所への優先入所

保育所の入所については、保護者が希望する保育所を選択して市町村に申し込み、定員を上回る場合には、市町村が定める入所選考基準に基づき選考することになっている。

平成14（2002）年11月の母子及び寡婦福祉法の改正により、市町村が母子家庭等の児童の保育所への入所選考の際には特別な配慮を行う義務が規定されたことを受け、平成15（2003）年3月に「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」（平成15年3月31日雇児発第0331011号各都道府県、指定都市、中核市民政主管部局長宛厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を通知し、母子家庭等の児童を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うことについて特別な配慮を求めたところであり、引き続き周知を図っている。



## 5 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）

子育てと就労の両立を支援するため、病気の回復期にある子どもを保育所や医療機関などに付設された施設で一時的に預かる乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）を実施している。

この事業については、新エンゼルプランにおいて、平成16（2004）年度までに500市町村で実施することを目標としており、平成15（2003）年度予算においては、425市町村で実施するための予算を計上し、その推進に努めている。

## 6 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業については、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館、学校の余裕教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供するものであり、新エンゼルプラン及び「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成13年7月閣議決定）に基づき大都市周辺部を中心に整備し、平成16（2004）年度までに全国で15,000か所とすることをしている（図表3-2-4）。

放課後児童クラブにおける母子家庭等の優先的利用については、平成15（2003）年3月に「保育所の人所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」の通知において、保護者の就業や求職活動、職業訓練などを行うことができるよう、各放課後児童クラブにおいて優先的に利用できるよう配慮を求めたところであり、引き続き周知を図っている。

図表3-2-4 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施か所数

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
実施か所数	10,994か所	11,803か所	12,782か所	13,698か所

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ  
 （注）数字は各年度5月1日現在のものである。